○厚生労働省令第一号
農林水産省令第一号

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）の施行に伴い、及び独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）第十二条の二第一号リの規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第四号）第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（就業機会の増大に寄与する施設） **第三十五条の二十九**　令第十二条の二第一号リの主務省令で定める施設は、次に掲げる施設（これらの施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。）とする。 一　産業の用に供する施設 二　（略）	（就業機会の増大に寄与する施設） **第三十五条の二十九**　令第十二条の二第一号リの主務省令で定める施設は、次に掲げる施設（これらの施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。）とする。 一　工場、流通業務施設又は商業施設 二　（略）

（農地等との利用の調整を図るための措置が講じられている計画）
第三十五条の三十　令第十二条の二第一号リ(1)の主務省令で定める計画は、次のとおりとする。
一　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項の実施計画
二・三　（略）

附　則

この省令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月二十四日）から施行する。

○農林水産省令第四十二号

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（農地法施行規則の一部改正）
第一条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第三十九条　令第四条第一項第二号へ(5)の農林水産省令で定める要件は、次のいずれかに該当する施設を前条に規定する計画に従つて整備するため行われるものであることとする。 一　（略） 二　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の五第一項第二十六号の二に規定する計画において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されているものとして当該計画に定められている施設	**第三十九条**　令第四条第一項第二号へ(5)の農林水産省令で定める要件は、次のいずれかに該当する施設を前条に規定する計画に従つて整備するため行われるものであることとする。 一　（略） 二　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の四第一項第二十六号の二に規定する計画において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されているものとして当該計画に定められている施設

（農地等との利用の調整を図るための措置が講じられている計画）
第三十五条の三十　令第十二条の二第一号リ(1)の主務省令で定める計画は、次のとおりとする。
一　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項又は第二項の実施計画
二・三　（略）